

## 第4回

## 「活動 (Activity)」と「維持管理 (Management and maintenance)」

樋野 公宏 独立行政法人建築研究所住宅・都市研究グループ

雨宮 護 筑波大学大学院システム情報工学研究科

本稿では、第1回で概略を紹介した英国の防犯まちづくりのガイドライン“Safer Places” (以下SP) で示されている7原則のうち、『活動』<sup>1)</sup>と『維持管理』の2つについて、国内の事例を紹介しながら解説する。(引き続き、一般的な意味で用いる場合を除いて、SP7原則は二重かぎ括弧で表す。)

## 活動 (Activity)

### 1. 定義と考え方

SPで『活動』は、「適度な人間活動によって、犯罪リスクが削減され、安心感が確保されていること」と定義されている。

ある場所における人々の『活動』は、人々の自然な監視の目を生み、犯罪の抑止力となる。しかし、『活動』の程度が行き過ぎると、かえって場所の匿名性を高めてしまい、スリや反社会的行為のリスクを増してしまう。したがって、どのような『活動』を、どの程度生み出すのが良いのかを、場所ごとに考慮する必要がある。

このようにSPは、『活動』と防犯とのつながりを、『監視性』を経由することによって説明している。したがって、実質的には『活動』

は、『監視性』を確保するための手段と位置づけられる。『監視性』の項 (連載第2回) で説明したとおり、『監視性』確保の手段には、「自然な監視」、「組織による監視」、「機械による監視」がある<sup>2)</sup>。このなかで『活動』は「自然な監視」に含まれる。複数の『監視性』確保の手段があるなかで、SPがあえて『活動』を原則として別に示したのは、SPが監視そのものを直接の目的としない、「自然な監視」による『監視性』確保を特に強調しているためと考えられる。直接的に防犯を意図しない人々の自然な生活が、結果的に都市の防犯性を高めている状態が、SPの目指す都市のすがたなのである。

SPは『活動』のためのチェック項目として、以下の6点を挙げている。

- (1) 公共領域が魅力的で、できるだけ多くの法を遵守する人々が引き寄せられるか。
- (2) 中心市街地の居住促進施策があるか。
- (3) 夜間経済が活性化されているか。それは多様で包括的なものか。
- (4) 混在した用途が互いにうまく溶け込んでいるか。
- (5) 地域内の全ての用途が両立可能であるか。競合の可能性については対応され

ているか。

(6) 人々を引き寄せる公共領域の魅力が、将来に渡って維持されるか。

これらに示されるとおり、土地利用間の競合を防ぎつつ、できるだけ多くの人々が広い範囲の時間にわたって活動する環境を形成することが、結果的に都市の防犯につながるのである。

## 2. 国内の事例

### 【遊休施設の活用】

わが国の公共施設のなかには、建設当初想定されていた需要が減少し、『活動』が少なくなったものがある。こうした公共施設に対して、新たな『活動』を付与することで、『監視性』を再び高めた事例がある。

東京都の多摩ニュータウンは、計画から約40年の月日が経ち、『活動』の低下した施設が見られる。そうした施設のうちいくつかのものは、新たな『活動』が付与されることで再生が図られている。

多摩ニュータウン鶴牧地区にある「カフェ・ドゥー・ドゥー」(店舗面積60m<sup>2</sup>)は、衰退する近隣センター<sup>3)</sup>でコミュニティ・ビジネス<sup>4)</sup>が展開された事例である(写真5-1)。同店舗は、建築とランドスケープ設計を主業務とする事務所であるが、以下に示すとおり、現在では地域住民の多様な活動の場となっている(横山、2005)。

2002年6月、同店舗は、需要の低下から空き店舗化が進み『活動』が減りつつあった鶴牧近隣センターに移転してきた<sup>5)</sup>。店舗の代表者が仕掛け人となって、地域住民を交えたワー

クシヨップ等の活動を続け、事務所に限定されない、同店舗の多様な活用方策が模索された。その結果、店舗は現在、本来の業務に加えて、地域の食堂、カフェ、レストラン、ギャラリー、SOHO、地場野菜の販売の場として活用されるようになった。近年では、同店舗を通じてつながりを深めた地域住民らが近隣の未利用地を活用したコミュニティガーデンづくりを計画するなど、より広範なまちづくり活動に展開しつつある。

防犯性という視点からみると同店舗は、『活動』の多様性の創出という点で注目される。すなわち、ひとつの場所を、週日は事務所とカフェ、週二回は地場野菜マーケット、週末は地域の食堂と重層的に利用することによって、多様な利用者が、異なる目的で、広い時間帯にわたって店舗に関わることに成功している。このような『活動』の多様性は、『監視性』の低下を防ぎ、店舗周辺の防犯に寄与していると考えられる。

同様の再生の事例は、多摩ニュータウン内の学校にも見られる。永山地区にある西永山中学校は、児童数の減少に伴い、1997年に廃



写真5-1 多様な『活動』を生み出している「カフェ・ドゥー・ドゥー」(鶴牧近隣センター、多摩ニュータウン)



写真5-2 廃校後、コミュニティ施設として再生した「西永山複合施設」(永山地区、多摩ニュータウン)

校となった。廃校後、同中学校は、シルバー人材センター、訪問看護ステーション、NPOセンター、陶芸教室、サークル活動室等を含む「西永山複合施設」として活用されている(写真5-2)。その結果、同中学校は、廃止後も地域住民の「自然な監視」の目が注がれる場所となっている。このように、公共施設において計画時に想定された『活動』が成立しなくなった際には、柔軟に対処し、新たな『活動』と『監視性』を付与することが必要である。

#### 【用途の混在化】

防犯性を確保するためには、多様な属性の人々が、1日を通して『活動』を行うことが重要である。SPではそのための有効な手段として、土地利用の混合、夜間人口の定着、夜間経済の促進を挙げている。

店舗の上階に住宅を設ける住商併用建物は、昼夜を通して建物の『活動』を確保した例である(写真5-3)。住宅付置制度に代表される定住人口確保策は、わが国では必ずしも防犯対策とは見なされていないが、SPでは『活動』



写真5-3 建物の複合利用は、昼夜を通して『活動』を確保するうえで効果的である(永山団地、多摩ニュータウン)

を生み、防犯上効果があるものとされている。建物の複合利用が防犯上どのような意味をもつか、わが国でも検討される必要があろう。

SPではその他に、土地利用の混在の重要性が強調されているが、このような面的な都市のあり方も、わが国では十分に議論されていない。都市計画、とりわけ地域地区指定は、そこで展開される人々の『活動』の内容や活動量に密接に関わる。今後は、土地利用や容積率等を一体的に扱う、地区レベルでの防犯のための計画論も検討の必要があろう。この点については、『構成』の項(連載第6回予定)で詳細に述べたい。

#### 【低未利用地の活用】

都市部に残存する低未利用地は、地域住民の犯罪不安が高い場所である<sup>6)</sup>。そのため、低未利用地は解消されることが防犯上は望ましい。しかし、様々な事情により、残存・放置されている場合も多い。そのような土地では、一時的なイベントの開催によって人々の関心を喚起したり、コミュニティガーデン<sup>7)</sup>や広場として本来の利用までの暫定的な活用を図っ



写真5-4 高架下空地の積極的活用を通じて「イメージ」の改善を図ったイベント「楽・市・道」(板橋区)

たりすることで、防犯上の問題を解決できる。

高速道路や鉄道の高架化で発生する高架下空地は、昼間でも薄暗く、植栽やベンチなどが設けられている場合でも一般的に利用者は少ない。そのため、近隣の住民にとっても、不安を感じやすい場所である。こうした問題の解消を目的に、東京都板橋区の首都高速道路の高架下では、2005年の4月と8月の各2日間に、NPO「トライアル」によって「楽・市・道」と呼ばれるイベントが開催された(写真5-4)。イベントは、「人が集い、交流する楽しい空間に」をコンセプトに、高架下に飲食や買物ができる商業空間を設けたり、アマチュアバンドのコンサートを行ったりして、1日平均1万人を超える人を集めた。この試みは一時的なものではあるが、近隣住民の高架下空地に対する「イメージ」<sup>8)</sup>を改善し、犯罪不安や反社会的行為の低減に貢献するものと考えられる。

開発目的で公共団体により取得されたまま放置されている未利用地も、積極的な活用が望まれる場所である。神奈川県川崎市にある



写真5-5 「みやざきコミュニティガーデン」の活動実施前のようす(川崎市宮前区)(宮前ガーデニング倶楽部提供)

「みやざきコミュニティガーデン」は、川崎市宮前区の都市計画道路予定地(市所有の700m<sup>2</sup>の土地)において2000年から行われているコミュニティガーデン活動の事例である(宮前ガーデニング倶楽部、2005)。同地区は、都市計画道路用地として30数年間放置されてきた履歴をもつ傾斜地であり、活動実施前はゴミの不法投棄も絶えず、沿道の通行者の犯罪不安の高い場所であった<sup>9)</sup>(写真5-5)。2000年に、それまで川崎市内の他の場所で活動実績のあった「宮前コミュニティガーデン実行委員会」が市と契約を交わし、コミュニティガーデン活動を始めた。隣接する小学校や企業の協力を得ながら、土壌の改良、花壇の造成、フェンスの付け替えなど様々な問題を解決し、現在では、園芸活動、各種イベントの開催や近隣の野菜生産者による直販等の行われる場所となっている(写真5-6)。同地区は、当面建設予定のない道路予定地という『活動』のない場所に、新たに『活動』を持たせた事例といえる。

植ら(2005)は、こうした活用がなされて



写真5-6 「みやざきコミュニティガーデン」の現在のようす (川崎市宮前区) (宮前ガーデニング倶楽部提供)



写真5-7 区画整理事業予定地でNPOが農園を運営している「エコプチテラス」(足立区)

いるオープンスペース<sup>10)</sup>が、東京都特別区だけでも、391箇所存在することを報告している。その中には、NPOが管理主体となって区画整理事業予定地において大規模に農園を運営している事例や、不耕作地を活用した子供の遊び場なども見られる(写真5-7、5-8)。将来の人口減少に伴い、特に都市の縁辺部では、未利用地の大量発生とそれによる防犯上の問題の顕在化が予測されている<sup>11)</sup>。未利用地対策のひとつとして、このような活用の可能性を検討することは、防犯上も有意義なことと考えられる。

最近では、「地域安全マップ」の取り組みなどにより、地域住民が危険な場所を洗い出す取り組みが各地で行われている。特に子どもは『活動』の少ない場所を危険だと感じやすい傾向がある<sup>12)</sup>。そのような場所を敬遠するだけでなく、ここで紹介した事例のように魅力的な場所に変えていく努力も必要である。拡げて言えば、人々が出かけたくなるような魅力的な都市を目指すことが、都市の『活動』を活性化し、結果的に都市の防犯性を高める



写真5-8 耕作放棄された農地を子供の遊び場として活用した「学園たんぼぼ広場」(練馬区)

ことにつながると言えよう。

## 維持管理 (Management and maintenance)

### 1. 定義と考え方

SPで『維持管理』は「維持管理を考慮したデザインがなされ、将来にわたって犯罪を抑制すること」と定義されている。

『維持管理』は、場の印象や機能を含む概念である。物的デザインがいかに優れていて

も、『維持管理』は防犯上の重要な要素であり、開発提案段階から『維持管理』にかかるコストと労力を最小限にするための考慮が必要である。

『維持管理』が適切に行われ、公共空間の質が高ければ、安全性と『活動』にも好影響が与えられ、環境に対する敬意も促進される。また、公共空間の改善を戦略的かつ協働によって行うことで、参加者の関心や責任感などの『所有意識』を高めることもできる。

一方、乱雑で魅力が低い場所は、人々の関心が払われない場所、あるいは犯罪や秩序違反が許容される場所であるという印象を与える。よって、秩序違反や無関心のサインになり得る割れた窓<sup>13)</sup>、廃棄された乗り物、落書き等にはできるだけ早い対応が必要である。これらの除去や定期的な草刈、清掃に代表される環境の維持管理活動は、実施主体がだれであっても、活動が行われる地域において、バンドリズムなどの反社会的行為を許容しないという強いメッセージを送ることにつながる。そのことは、持続可能な環境づくりに役立つ。

また、『維持管理』の項では、「ネイバーフッド・ウォッチ」と呼ばれる、地域住民と警察や自治体とのパートナーシップも紹介されている。このパートナーシップによって、住宅の防犯性だけでなく、住民の意識や責任感が向上し、警察への迅速な通報が行われるようになり、地域全体の防犯性が高まるとされている<sup>14)</sup> (写真6-1)。

同様に、警察、警備員、ストリート・ワーカー<sup>15)</sup>、守衛など、組織化された監視者の存在も犯罪や秩序違反を抑止する。これらの主体の存在を前提とすれば、より創造的で魅力的



写真6-1 ネイバーフッド・ウォッチの存在を示すサイン (レッチワース、イギリス)

な計画やデザインが可能になるが、一方では、経済的な持続可能性も考慮されなければならない。

SPでは、『維持管理』に関して、以下の3つのチェック項目を挙げている。

- (1) 高質の公共領域を創造するための配慮がなされているか。
- (2) 施設の管理体制が適切であるか。デザインとレイアウトがそれを支持しているか。
- (3) 利用者、勤め人、居住者が維持管理に参加しているか。

## 2. 国内の事例

### 【住宅地・商店街】

多くの自治体では、住民による自主防犯活動の支援、民間警備業者によるパトロールに加えて、外勤事業者の協力による防犯体制作りを行っている。板橋区では、2003年10月に「板橋区セーフティネットワーク」を設立し、新聞販売業、運輸業など24事業者の総勢3,700名(車両3,000台)が、屋外で業務を行う際に、

防犯の視点から地域の状況にも目を向けている<sup>16)</sup> (写真6-2)。区が事業者に、腕章、ステッカー、通報マニュアル等を配布するほか、毎週の犯罪発生状況<sup>17)</sup>の提供や、希望に応じて行われる防犯講習会の実施等も行っている。これまでに、ひったくりや交通事故の被害者の発見(110番通報)、倒れている人や火災の発見(119番通報)などの実績がある。これは通常の業務に無理のない範囲で防犯の視点を付加する取り組みであり、買物やペットの散歩と見回りを兼ねる住民の活動と同様に、継続しやすい活動と言えるだろう。

次に、防犯を直接の目的とする活動ではないが、商店街での活動を紹介する。高知市の「エスコーターズ」は、市内中心商店街を安心して、楽しく、快適に買物ができる場所にするために結成された、地元の女子大生による組織であり、表6-1に示す活動を毎週日曜日に行っている。同組織は、各回5、6人が揃いのユニフォームと清掃用具で、2人以上のグループに分かれて商店街を巡回している(写真6-3)。カラー舗装の欠落やゴミ箱の不足など、活動中に気づいた課題はレポートとして提出し、毎月、商店街やTMO<sup>18)</sup>の代表者らと課題の対応策を検討している。「エスコーターズ」は大学でサークルとして認知されており、メンバーの代替わりによる継続的な活動が可能となっている。

高知市の中心商店街は、旧市街地の人口減少や、旧市街地を囲む環状道路沿いへの大型店出店などを背景に、商店数、従業者数、販売額が右肩下がりの状況にある。「エスコーターズ」は中心市街地活性化のための事業として位置づけられ、関連する費用は、商店街、



写真6-2 板橋区セーフティネットワークの設立式典で電力会社の車両を見送る(板橋区役所、2003年)(板橋区提供)

表6-1 エスコーターズの活動内容

- |      |                    |
|------|--------------------|
| 【案内】 | 商店街情報の配布、街の施設・店の案内 |
| 【挨拶】 | 来街者への挨拶、声かけ        |
| 【清掃】 | 街路や公園の掃除           |
| 【介助】 | 障害者・高齢者などの買物の手伝い   |
| 【整理】 | 自転車・オートバイの整理       |



写真6-3 東京の商店街で大学生に実演指導するエスコーターズ(写真右帽子の女性)

TMOが負担している。既述の通り、防犯を目的とする活動ではないが、魅力ある空間の創出が間接的に防犯にも寄与していると考えら

れる。同様の取り組みは松山、広島を始め全国に広がりを見せている<sup>19)</sup>。

#### 【公園・道路等】

『所有意識』の項（連載第3回）でも紹介した「けやきの公園」（敷地面積1,459m<sup>2</sup>）では、アダプト・プログラムの導入により、清掃や除草、さらにはイベントの開催や簡易な苦情処理などの運営管理も、地域住民で構成される「グループけやき」が行っている。樋野（2005a）は、同公園などアダプト・プログラムを導入した公園とそうでない公園との比較から、「ゴミの散乱・不法投棄」→「破壊行為の痕跡」→「望ましくない行為・人物の見聞」という公園の環境悪化のプロセスを明らかにした上で、導入公園では領域性<sup>20)</sup>と監視性が確保されて、このプロセスが進まず、地域住民の安心感が高いことを示している（写真6-4～6）。

2003年の地方自治法改正に伴う指定管理者制度の創設により、民間企業やNPOなども公共施設の管理を行うことができるようになった。東京都町田市にある小山内裏公園（459千m<sup>2</sup>）は、2004年にいち早く同制度が導入された都立公園である（写真6-7）。同公園は、面積が広大で、かつ生態系の保全を目的とした公園であるため、その計画にあたっては、自然に対する人為インパクトを適切に調節する必要があった。そのため、見通しを確保することによる『監視性』や人間の多様な『活動』を呼び込むといった手法による防犯性の向上は困難であった。そのため、同公園の指定管理者である民間企業は、園内の危険箇所を定め、そこを重点的に維持管理することで、防犯上の問題に対処している。また、上記の危

険箇所を「ハザードマップ」として公開することで、利用者にも注意を喚起している。

2006年9月までに、すべての公共施設の管理は、直営か指定管理者によるものとなる。指定管理者制度が導入された施設には、サービスの向上が期待される一方、事業者による管理水準格差を懸念する声もあり、これが公共施設の安全性にどう影響するか、評価が待たれるところである。

これらのほかにも、わが国においては、町会・自治会等の地域組織が、道路や公園の美化活動を行うことはごく一般的である。また、向う三軒両隣の前面道路を掃くのもわが国ならではの風景である。小林（2003）は、青少年の参加による美化活動が盛んに行われている地域ほど、青少年の遵法的な規範意識が高く、青少年による犯罪や非行が少ないことを実証している。住民による維持管理活動の促進は犯罪等を行いにくい環境をつくるだけでなく、参加者の内面に働きかけることも期待できる。

以上、『維持管理』に関連して紹介した事例の多くは、直接的に防犯を目的としたものでなく、本来の活動目的を果たした結果、間接的に防犯に貢献するものである。悪化しているとはいえ、英国に比してわが国の治安はまだまだ良い。ネイバーフッド・ウォッチのように防犯を主目的とする活動よりも、参加者が無理なく実施できる別の目的の活動に防犯の視点を加える方が、参加者の精神健康上も、活動の継続性のためにも望ましいと考えられる。都市づくりは「開発（development）」の時代から「維持管理運営（management）」の時代に移行したと言われる。海外のBID<sup>21)</sup>の





写真6-4 公園に放置されたゴミは地域住民の無関心の象徴であり、バンダリズムなどを引き寄せる原因にもなる。



写真6-6 けやきの公園で行われた「陽だまりコンサート」。他にも様々なイベントが行われる。(2003年11月、板橋区)(グループけやき提供)



写真6-5 グループけやきの清掃活動風景(けやきの公園、板橋区)(グループけやき提供)



写真6-7 指定管理者による維持管理によって防犯性が確保されている小山内裏公園(町田市)

ように、「官」だけではなく、住民や利用者や事業者も含むパートナーシップによって地域特性に応じたきめ細やかな「維持管理運営」を行うこと、そこに少しだけ防犯の視点を加味することが、安全で安心できる都市の実現につながると言えよう。

なお、本連載で掲載した事例は、紙面の都合で掲載できなかった事例とともにブログ(<http://safer-places.cocolog-nifty.com/blog/>)で紹介している。意見や他事例の紹介など、トラックバックやコメントの形で寄せて欲しい。

本研究の一部は、平成17年度科学研究費補助金(若手研究(B)、課題番号17760510)の交付を受けて行ったものである。また、本稿の事例調査では、山口はぎの(東京大学大学院)、小野木祐二(筑波大学大学院)の協力を得た。記して謝意を表す。

#### 参考文献

- ・ODPM, Home Office “Safer Places The Planning System and Crime Prevention” (webで入手可)
- ・横山裕幸(2005)「つるまき・まちひろば計画:コミュニティ・ビジネスによる近隣センターの再生」、住宅、2005年10月号
- ・越川秀治(2002)『コミュニティガーデン~市民が進め

る緑のまちづくり』、学芸出版社

- ・Newman, O. (1973) “Defensible space”, Macmillan Pub Co, New York.
- ・宮前ガーデニング倶楽部 (2005) 「コミュニティガーデンによるまちと緑の再生～宮前ガーデニング倶楽部の取り組み」、公園緑地、66号
- ・楨賢志、横張真、渡辺貴史、雨宮護 (2005) 「東京都特別区における未利用地活用型オープンスペースの空間的特徴と周辺環境との関係」、ランドスケープ研究、68巻5号
- ・樋野公宏、小出治 (2005a) 「住民による管理活動が公園の犯罪不安感に与える影響」、日本建築学会計画系論文、592号
- ・小林寿一 (2003) 「『割れ窓』理論に基づく地域の犯罪予防について」、犯罪と非行、135巻
- ・小林重敬編 (2005) 『エリアマネジメント』、学芸出版社
- ・樋野公宏 (2005b) 「地域安全マップにみる住宅地における犯罪不安箇所の空間特性」、平成17年国土技術研究会 (webで入手可)
- ・樋野公宏、真鍋陸太郎、小島隆矢 (2005c) 「WebGISを活用した犯罪発生情報提供システムの開発と住民意識の分析～WebGIS活用による防犯まちづくり支援に関する研究」、日本建築学会計画系論文、597号
- ・保井美樹 (2002) 「Business Improvement District (BID) : 米国と日本」、都市計画、242号
- ・Lawrence O., Houstoun, Jr. (1997) “Business Improvement Districts”, ULI

## 注

- 1) 連載第3回までは“activity”に『利用機会』という訳語をあててきたが、より広い意味で用いられ、訳語が合わない場面が見られたため、第4回以降は『活動』という訳語をあてることとした。
- 2) 『監視性』の項 (連載第2回) で説明したとおり、SPでは、直接防犯を目的としない人々の生活を通した視線による監視を「自然な監視」、警備員など特別な訓練を受けたものによる監視を「組織による監視」、防犯カメラによる監視を「機械による監視」と呼んでいる。
- 3) 近隣センター：わが国のニュータウンの多くは、小学校の学区程度の大きさの「近隣住区」を単位として計画されている。近隣センターは、各住区に配置された

センターであり、日用品を取り扱う小規模な商店、集会所、交番、銀行、郵便局などが集積した場所である。しかし、モータリゼーションの進展等により、住区は計画通りに機能せず、現在では廃れている近隣センターも多い。

- 4) コミュニティ・ビジネス：地域社会のニーズを満たす財・サービスの提供などを有償方式により担う事業で、利益の最大化を目的とするのではなく、生活者の立場に立ち、様々な形で地域の利益の増大を目的とする事業 (平成12年度国民生活白書付注22より引用)。
- 5) カフェ・ドゥー・ドゥーへのヒアリングより (2005年11月24日)。
- 6) 内閣府の「国民の生活安全に関する世論調査」(1994)では、「犯罪の被害に遭いそうで不安に感じる場所」の第2位が「草むら・空き地 (選択率28.3%)」となっている。
- 7) コミュニティガーデン：統一的な定義は存在しないが、一般的には、地域に存在するオープンスペースにおいて住民が協同して行う、花壇づくりや農作業などの緑の育成活動を示す。詳しくは、越川 (2002) を参照。
- 8) オスカー・ニューマン (Newman, 1973) の調査によると、場所に対する「イメージ」は、犯罪不安や犯罪の起こりやすさの重要な要因であるとされている。
- 9) 宮前ガーデニング倶楽部へのヒアリングより (2006年1月27日)。
- 10) 楨ら (2005) は、「要綱等、自治体独自の制度に基づいて活動が行われている」、「未利用地を種地として活用している」、「利用を誰に対しても開いている」の3条件を満たすオープンスペースを「未利用地活用型オープンスペース」と定義し、その取り組み実態を明らかにしている。
- 11) 平成17年度土地白書 (第1部第1章第3節の3) より。
- 12) 樋野 (2005b) は、地域安全マップに書かれた内容から、子どもは大人と比べて他者の不在によって不安を感じやすいとしている。
- 13) 軽微な秩序違反であっても、放置されればより深刻な犯罪、さらには地域の荒廃につながるという考え方は「割れ窓理論 (Broken windows theory)」と呼ばれる。
- 14) 説明はホームページ (crimereduction.gov.uk) を参考にした。このホームページによれば、全英で約1千万人がネイバーフッド・ウォッチに参加している。

- 15) street warden：通りの清掃、美化や反社会的行為の抑止活動を行う地方公務員。近隣の防犯活動を行う neighbourhood wardenの成功を受けて、国が予算化した。コミュニティとの協働が重視され、活動内容は地域の要求によって異なる（参考：crimereduction.gov.uk）。
- 16) 数字は2005年10月17日現在。
- 17) 侵入盗とひったくりの発生状況および防犯対策に関する情報。侵入盗については町名や建物用途等、ひったくりについては区ホームページで公開している「板橋ひったくりマップ」（詳細は樋野（2005c））と同様の情報を提供。
- 18) town management organization：中心市街地活性化法に基づき、商工会、商工会議所又は第3セクターが、市町村により認定され、中心市街地における商業集積の一体的かつ計画的な整備を企画・調整・実施する機関（2001年版中小企業白書注51）。高知市では、2000年7月に高知商工会議所がTMOとして市から認定された。
- 19) こうちTMOへのヒアリング（2003年7月18日、12月22日）および同ホームページ（2006年2月10日現在）より。
- 20) ここでの「領域性」は、SP7原則の『維持管理』に加えて『活動』、『所有意識』の概念を含む。
- 21) business improvement district：条例（米国では州法）等に基づく地域活性化のための組織化及び財源確保の仕組み。特定地区において、資産所有者から負担金を強制的に徴収し、委託された民間組織が清掃、警備からマーケティング、都市デザインに至る様々な維持管理運営事業を行う。米加で歴史があり、近年では、英国、ドイツ等でも導入の動きが見られる。